

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案に係る意見募集について

平成 23 年 1 1 月 4 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）及びじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）においては、粉じん作業に従事する労働者の健康障害を防止するため、事業者には、換気の実施、呼吸用保護具の着用、じん肺健康診断の実施等の措置を義務付けているところです。

第 7 次粉じん障害防止総合対策等を踏まえ、現在は粉じん作業として規定されていない屋外のアーク溶接作業等について検討がなされ、平成 22 年 3 月に「平成 21 年度屋外のアーク溶接作業等に係る粉じんばく露防止対策等報告書」（中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター）が取りまとめられました。

今般、当該報告書を踏まえ、粉じん作業の範囲を見直すため、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則について所要の改正を行う予定です。

つきましては、別添の改正概要に関して下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

記

1 意見公募期間

平成 23 年 1 1 月 5 日（土）から平成 23 年 1 2 月 4 日（日）まで（必着）

2 資料の入手方法

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口 [e-gov]（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 御意見の提出方法

御意見をまとめ、件名を「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案に係る意見」として電子メール、郵送又は F A X にて御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

○電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）

メールアドレス：funjin-h23@mhlw.go.jp

○郵送の場合

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課あて

○FAXの場合

FAX番号：03-3502-1598

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課あて

4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名、住所、連絡先及び所属を、法人の場合は法人名、所在地及び連絡先を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、氏名、住所及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。